金沢市監査委員

監 査 第 6 6 号 令和 6 年 8 月 29 日 (2024年)

金沢市長 村山卓様

金沢市監査委員 西尾昭浩

金沢市監査委員 中 村 哲 郎

金沢市監査委員 高 誠

金沢市監査委員 源 野 和 清

令和5年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項 及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断 比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載 した書類を金沢市監査基準(令和2年監査公表第3号)に準拠し、審査したので、 別添のとおりその意見を提出します。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による審査

第2 審査の対象

- (1) 健全化判断比率
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - 工 将来負担比率
- (2) 各公営企業の資金不足比率
 - ア 地方公営企業法適用企業

水道事業、工業用水道事業、病院事業、中央卸売市場事業、下水道事業、公設花き地方卸売市場事業

- イ 地方公営企業法非適用企業市街地再開発事業費、工業団地造成事業費、住宅団地建設事業費
- (3) 上記(1)(2)の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「健全化判断比率等審査の着眼点」に 基づき、次の項目を主眼として審査を実施する。

- (1) 比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。
- (2) 比率の算定は適正に行われているか。

第4 審査の期間

令和6年7月25日から同年8月22日まで

第5 審査の実施内容

審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合確認を行うとともに、必要に応じて、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

第6 審査の実施場所

監査事務局内及び関係部局

第7 審査の結果

審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って適正に 作成されているものと認められた。

各比率については、次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位:%)

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	_	11. 25	20.00
連結実質赤字比率	_	16. 25	30.00
実質公債費比率	4.0	25. 0	35.0
将来負担比率	20. 2	350. 0	

(1) 実質赤字比率

一般会計等の令和5年度決算収支において実質赤字額は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

全会計の令和5年度決算収支において連結実質赤字額は生じていない。

(3) 実質公債費比率

令和3年度から令和5年度までの実質公債費比率の平均は4.0%であり、早期健全 化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

(4) 将来負担比率

令和5年度末における将来負担比率は20.2%であり、早期健全化基準の350.0%と 比較するとこれを下回っている。

2 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	令和5年度	経営健全化基準
市街地再開発事業費特別会計	_	
工業団地造成事業費特別会計	_	
住宅団地建設事業費特別会計	_	
水道事業特別会計	_	
工業用水道事業特別会計	_	20.0
病院事業特別会計	_	
中央卸売市場事業特別会計	_	
下 水 道 事 業 特 別 会 計	_	
公設花き地方卸売市場事業特別会計	_	

[※] 資金不足がない場合は「一」と表記した。

(1) 資金不足比率

市街地再開発事業費特別会計以下9の公営企業会計にあっては、令和5年度決算に おいて資金の不足額は生じていない。

3 まとめ(審査意見)

健全化判断比率及び資金不足比率については、財政の早期健全化及び公営企業の経営 健全化の対象となる基準を下回っており、良好な状態であると認められる。引き続き、 財政及び経営の健全性確保により一層努められたい。

(審査資料)

1 健全化判断比率等の対象会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等は、次のとおりである。

		区分		会 計 名 等	健全化判断比率等の対象
般会		_		般 会 計	実質。赤
計等		一般会計等 l する特別 会		公共用地先行取得事業費母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
公営		一般会計等」 の特別会計の ち、公営企業 係る特別会 外の特別会	の 業 計 以	市営地方競馬事業費 駐車場事業費 国民健康保険費 後期高齢者医療費 保険費	連結実質公
事	公		法	水 道 事 業 工 業 用 水 道 事 業	赤黄
業	営企	公営企業に係る会計	適	病 院 事 業 中 央 卸 売 市 場 事 業	
会	業	(地公企法を適用する事業又は地財令	用	下水道事業公設花き地方卸売市場事業	
計	会計	第46条の事業)	法非適用	市街地馬開発事業費工業団地造成事業費住宅団地建設事業費	率
一部	一部事務組合、広域連合			石川県市町村消防賞じゅつ金組合 石川県後期高齢者医療広域連合	
地方	公社	、第三セクター	-等	(一財)石川県県民ふれあい公社 石川県電気工事工業組合 (同)北陸グリーンボンド1号事業 金沢市道路公園灯メンテナンス(同)	

- (注) 1 地公企法は地方公営企業法、地財令は地方財政法施行令をいう。また、法適用とは地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは法適用以外の公営企業をいう(以下同じ)。
 - 2 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準:11.25%、財政再生基準:20.00%)以上となった場合は、基準に応じて財政健全化を図るための具体的な計画(財政健全化計画又は財政再生計画)の策定及び実施が義務づけられている。

ア 実質赤字比率の算定方法

| 一般会計等の実質赤字額(A) | 実質赤字比率 = | 一般会計等の実質赤字額(A) | 標準財政規模(B)

- (注) 1 一般会計等の実質赤字額は、一般会計及び特別会計のうち普通会計(一般会計に準ずる会計)に相当する会計における実質赤字の額である。
 - 2 標準財政規模とは、標準的な状態のとき通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものであり、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政 対策債発行可能額を加えたものである(以下同じ)。

イ 各年度決算における実質赤字比率

(単位:%)

	5.年度	4年度	判 断 基 準		
分 分	5年度	4 平皮	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	ı	ı	11. 25	20.00	

本年度決算における実質赤字比率は、前年度と同じく一般会計等の実質収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断 基準を下回っている。

なお、実質赤字比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

		₹		\wedge		c 左 庄	4 年 華	増減		
	I	<u> </u>		分		5 年度	4年度	金額等	比率	
_	般会言	計等 0	り実り	質収3	支額 (A)	4, 219, 621	4, 327, 826	△ 108, 205	Δ 2.5	
		般	Ę	会	計	4, 203, 565	4, 276, 245	\triangle 72,680	△ 1.7	
	公共	用地角	记行取	得事	業費	0	0	0	_	
	母子父	子寡婦	福祉資金	金貸付事	事業費	16, 056	51, 581	△ 35, 525	△ 68.9	
標	準	財	政	規	模 (B)	106, 112, 588	104, 780, 838	1, 331, 750	1.3	
実	質	赤	字	比	率	_	_	_	_	
			(A)	/ (B)	× 100	(-3. 97)	(-4. 13)	(0. 16)	_	

(注) 実質収支額が黒字の場合は金額をプラス表示し、赤字の場合は実質赤字額として△表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は全会計における実質赤字額(公営企業にあっては資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準:16.25%、財政再生基準:30.00%)以上となった場合は、実質赤字比率の場合と同じく財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

ア 連結実質赤字比率の算定方法

連結実質赤字額(A) 連結実質赤字比率 = _______

標準財政規模(B)

(注) 連結実質赤字額は、一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用 企業)以外の特別会計の実質収支額と公営企業の特別会計の資金の不足額・剰余 額の合計がマイナスとなった場合の額である。

イ 各年度決算における連結実質赤字比率

(単位:%)

区 分	5年度	4年度	判 断 基 準		
区 分			早期健全化基準	財政再生基準	
連結実質赤字比率	_	-	16. 25	30.00	

本年度決算における連結実質赤字比率は、前年度と同じく対象会計全体の財政収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。

なお、連結実質赤字比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

										(=	<u>-</u> -111	十円 • % •	211.1	7 1.)
			区		分				5 年度	4年度		増	減	
			·									金額等	比	
連	結	実	質	収	支	額	等	(A)	28, 104, 493	28, 259, 450	Δ	154, 957	Δ	0. 5
かり		-	舟	л Х	会			計	4, 203, 565	4, 276, 245	Δ	72,680	Δ	1.7
般特会別	一般	一般会計等に属	に属	公共月	用地先	行取	得事	業費	0	0		0		_
計会	する	5 特別 :	会計	母子父	子寡婦礼	a 祉資 d	全貸付	事業費	16, 056	51, 581	Δ	35, 525	Δ	68.9
計及び				市営	地方	競馬	事	業費	65, 633	60, 019		5, 614		9.4
公実	一般	一般会計等	会計の 営企業に	駐耳	車 場	事	業	費	0	0		0		_
1 企質	うち	公営企		国 国	健	康(呆 隊	費	232, 846	91, 370		141, 476		154.8
業収以支	係る特. 以外の特	う特別:	会計会計	後期	高齢	計 者	医岩	療 費	32, 397	24, 000		8, 397		35.0
外額	į			介	護	保	険	費	666, 678	1, 072, 837	Δ	406, 159	Δ	37. 9
公営				水	道	Ę	į.	業	6, 261, 579	6, 611, 731	\triangle	350, 152	\triangle	5. 3
企業				工業	用	水道	道 項	事 業	195, 329	191, 962		3, 367		1.8
に係	\/ -	`ak:	ш	病	院	Ę	į.	業	5, 851, 702	5, 986, 350	Δ	134, 648	Δ	2.2
る会	法	適	用	中 央	卸売	主市	場	事 業	1, 703, 921	1, 664, 123		39, 798		2.4
計の資				下	水	道	事	業	2, 708, 183	3, 149, 839	Δ	441,656	Δ	14.0
金不				公設花	ごき地 ブ	方卸売	市場	易事業	332, 665	323, 805		8, 860		2. 7
足額				市街	地再	開発	事	業 費	142, 639	123, 335		19, 304		15. 7
剰	法	非 適	用	工業	団地	造成	事	業費	5, 481, 558	4, 422, 300		1, 059, 258		24.0
余額				住宅	団地	建設	事	業費	209, 742	209, 953	Δ	211	Δ	0.1
;	標	準	財	政	ŧ	見	模	(B)	106, 112, 588	104, 780, 838		1, 331, 750		1. 3
連	結	実	Í	質 赤	Ē -	<u>字</u>	比	率	_	-		-		_
					(A) / ((B) ×	100	(-26. 48)	(-26. 97)		(0.49)		-

- (注) 1 実質収支額が黒字又は資金剰余額が生じている場合は金額をプラス表示し、実質収支額が赤字又は資金不足額が生じている場合は金額を△表示している。
 - 2 資金不足額・剰余額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号) 等により、法適用公営企業にあっては流動資産の額と流動負債(企業債等を除く)の額を基礎として、 法非適用公営企業にあっては歳入歳出決算額に地方債残高や将来の土地収入見込額等を基礎として 算定される。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、市債元利償還費(繰上償還など臨時的なものを除く)と公営企業 債償還費に対する一般会計繰入金など公債費に準ずる経費に充てた一般財源が標準財 政規模に占める割合から、実質的な公債費の財政負担状況を示す比率である。

この比率が一定基準(早期健全化基準:25.0%、財政再生基準:35.0%)以上となった場合は、基準に応じて財政健全化計画の策定等が義務づけられている。また、18.0%以上になると地方債許可団体に移行するとされている。

ア 実質公債費比率の算定方法

実質公債費比率 =

地方債の元利償還金(A) + 準元利償還金(B) - 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源(C) 標準財政規模(E)

- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D) × 100 の3か年の平均値 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)
- (注) 1 地方債の元利償還金は繰上償還などの臨時的なものを除いており、準元利 償還金は一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企 業債の償還に充てたと認められるもの等をいう。また、それらに充てられる 特定財源には都市計画税が含まれる。
 - 2 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、普通交付税算 定において基準財政需要額に算入された額である。

イ 各年度決算における実質公債費比率

(単位:%)

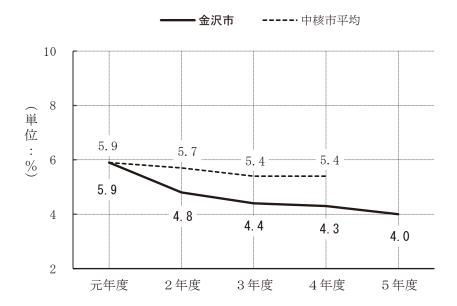
□ ✓ ✓	5 年 由	4年度	判断	基準
	5 年度	4 平及	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	4.0	4.3	25. 0	35.0

本年度決算における実質公債費比率は4.0%(前年度比0.3ポイント減)であり、引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っているほか、市債発行に許可が必要な18.0%も下回っている。

なお、実質公債費比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%)

区 分	2年度	3年度	4年度	5 年度
一般会計等の地方債元利償還金 (繰上償還額を除く)	20, 191, 684	20, 785, 086	18, 726, 294	18, 432, 846
準 元 利 償 還 金 (B)	5, 462, 024	5, 391, 008	6, 496, 717	5, 739, 191
公営企業債等の元利償還に充てた 一般会計等からの繰出金	5, 353, 464	5, 282, 448	6, 303, 657	5, 546, 131
債務負担行為に基づく支出のうち 公 債 費 に 準 ず る も の	108, 560	108, 560	193, 060	193, 060
組合等が起こした地方債の償還 に充てた一般会計等の負担額	_	-	_	_
元利償還金・準元利償還金にの充てられた特定財源	5, 842, 702	7, 139, 749	5, 770, 154	5, 533, 689
うち都市計画税	5, 505, 649	5, 503, 959	5, 505, 713	5, 300, 780
元利償還金・準元利償還金に係る (D) 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	15, 628, 570	15, 425, 745	15, 705, 495	15, 025, 483
(A) + (B) - (C) - (D)	4, 182, 436	3, 610, 600	3, 747, 362	3, 612, 865
標準財政規模(E)	102, 193, 631	106, 088, 944	104, 780, 838	106, 112, 588
(E) — (D)	86, 565, 061	90, 663, 199	89, 075, 343	91, 087, 105
実質公債費比率 (単年度) (A)+(B)-(C)-(D)/(E)-(D)×100	① 4.83155	② 3.98243	3 4. 20696	4 3.96638
実質公債費比率(3か年平均)			(①+②+③)/3 4.3	(2+3+4)/3 4.0



(4) 将来負担比率

将来負担比率は、標準的な一般財源の規模に対し一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に係る一般財源の比率であり、いわば一般会計等が背負っている諸債務のストックが標準的な一般財源収入の何年分に相当するかを示す趣旨の指標である。

この比率が早期健全化基準である350.0%以上となった場合は、財政健全化計画の策 定等が義務づけられている。

なお、この指標においては、一般会計等に係る地方債残高や公営企業など一般会計 等以外の会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰出金のほか、損 失補償契約に基づき見込まれる負担額等が対象となる。

ア 将来負担比率の算定方法



イ 各年度決算における将来負担比率

(単位:%)

Γ Δ Δ	5年度	4年度	判断基準		
以	5 平及	4 十/支	早期健全化基準	財政再生基準	
将来負担比率	20. 2	23.6	350. 0		

本年度決算における将来負担比率は20.2%(前年度比3.4ポイント減)であり、臨時 財政対策債の減少により、将来負担額が減少したことなどから前年度に比べ低下して おり、引き続き早期健全化基準を下回っている。

なお、本年度決算における一般会計等に係る地方債残高や公営企業債等繰出見込額 などの将来負担額(2,940億1,185万円)から充当可能財源(2,755億6,036万5千円)を差し 引いた額は、184億5,148万5千円となっている。 なお、将来負担比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

	区		分		5年度	4 年度	増	減	
	<u> </u>		73		0 1 12	1 1 /2	金額等	比 率	
将	来	負	担	額 (A)	294, 011, 850	299, 838, 249	△ 5,826,399	△ 1.9	
充	当 可	能財	源	等 (B)	275, 560, 365	278, 783, 254	△ 3, 222, 889	△ 1.2	
	(A)	— (B)		18, 451, 485	21, 054, 995	△ 2,603,510	Δ 12.4	
標	準 貝	才 政	規	模 (C)	106, 112, 588	104, 780, 838	1, 331, 750	1. 3	
	償還金・3 準 財 政				15, 025, 483	15, 705, 495	△ 680, 012	△ 4.3	
(C) — (D)					91, 087, 105	89, 075, 343	2, 011, 762	2. 3	
将 (来		比 - (D))	率 × 100	20. 2	23. 6	Δ 3.4	_	

(ア) 将来負担額(A)の内容

(単位:千円・%)

	i	/	分		5 年度	4年度	増	減	
		<u> </u>		J		0 平反	4 千反	金額	比 率
将	来	負	担	額	(A)	294, 011, 850	299, 838, 249	△ 5, 826, 399	Δ 1.9
	① 一般	会計等	等の地	方債現	在高	212, 044, 188	216, 939, 991	△ 4,895,803	△ 2.3
	② 債務負	負担行為	もに 基づ	く支出予	定額	2, 847, 739	3, 088, 299	△ 240, 560	△ 7.8
	③ 公営: ③ 一 般	企業債 会 計	等元金貨 等 の 繰	賞還に充 出見	てる 込 額	62, 086, 398	63, 123, 640	△ 1,037,242	△ 1.6
	④ 退 職 ④ — 般	手 当 会 計	支給 等の負	予 定 担 見	額 の 込 額	17, 033, 525	16, 686, 319	347, 206	2. 1
	⑤ 設立 ⑤ 一般	法 人 等 会 計	の負債等の負	額 等 に 、担 見	係る 込 額	_	_	_	_
	⑥ 組合 ⁶ 一般	等の連 会 計	結実質が 等の負	ド字額に . 担 見	係る 込 額	_	_	_	_
	⑦ 組 合 ⑦ 一 般	等の地 会 計	方債の 等の負	償 還 に . 担 見	係る 込 額	_	_	_	_
	⑧ 連	結 実	質	赤字	額	_	_	_	_

なお、令和5年度における将来負担額の算定の内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

			(<u> 単位:十円)</u>		
	将来負担額					
	①	2	3	4		
区分	一般会計等の	債務負担行為 に 基 づく	元金質速に允	予定額の一般		
	地方債現在高	支出予定額	てる一般会計等の繰出見込額	会計等の負担 見 込 額		
一般 会計	211, 013, 698	_	_	17, 033, 525		
一般会計等に属する特別会計						
公共用地先行取得事業費	902, 546	_	_	_		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	127, 944	_	_	_		
一般会計等以外の特別会計のうち、公 営企業に係る特別会計以外の特別会計						
市営地方競馬事業費	_	_	_	_		
駐 車 場 事 業 費	_	_	3, 181	_		
国民健康保険費	_	_	_	_		
後期高齢者医療費		_		_		
介 護 保 険 費	_	_	_	_		
公営企業に係る会計						
法水道事業	_	_	3, 488, 350	-		
工業用水道事業	_	_	12, 337	_		
病院 事業	_	_	980, 567	_		
中央卸売市場事業	_	_	306, 300	_		
下水道事業 用 公認なき地方知声市場事業	_	_	57, 294, 631	_		
公政化さ地万即光印物事業	_	_	1 020	_		
非工类田业选成业类		_	1,032	_		
道	_	_	_	_		
用住宅団地建設事業費一部事務組合、広域連合	_	_	_	_		
石川県市町村消防賞じゅつ金組合	_	_	_	_		
石川県後期高齢者医療広域連合				······································		
地方公社、第三セクター等						
(一財)石川県県民ふれあい公社	_	547, 500	_	_		
石川県電気工事工業組合		434, 239		_		
(同) 北陸グリーンボンド1号事業	<u> </u>	676, 000	_	······································		
金沢市道路公園灯メンテナンス(同)		1, 190, 000		_		
計	212, 044, 188		62, 086, 398	17, 033, 525		
合計 (①+②+③+④)		294, 0	11, 850			

- (注) 1 債務負担行為に基づく支出予定額は、香林坊地下駐車場借入償還費補助、防犯灯LED化事業費、 公共施設照明LED化事業費及び公共施設等照明LED化事業費である。
 - 2 退職手当支給予定額の一般会計等の負担見込額は、職員全員が自己都合で令和5年度末に退職すると仮定した場合に一般会計が実質的に負担すると見込まれる額である。

(イ) 充当可能財源等(B)の内容

(単位:千円·%)

区 分		5 年度	4年度	増減		減							
			3 平及	4	金	額	比	率					
3	≅ 当	可	能	財	源	等	(B)	275, 560, 365	278, 783, 254	Δ 3, 2	22, 889	Δ	1. 2
	充	当	可	能	基	金	額 ①	41, 883, 605	40, 313, 757	1, 5	69,848		3. 9
	特	定	財	源	見	込	額②	59, 389, 313	57, 566, 811	1, 8	22, 502		3.2
		う	5 都	市	計	画	税	56, 712, 482	54, 628, 851	2, 0	83, 631		3.8
	^		現 7 政需				-	174, 287, 447	180, 902, 686	△ 6,6	15, 239	\triangle	3. 7

- (注) 1 充当可能基金額とは、地方債の償還に充当が可能な基金の額である。
 - 2 特定財源見込額とは、地方債の償還に充当が可能な特定の歳入の見込額である。
 - 3 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、将来発生する地方債元金償還や準元金償還に 要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額である。

a 充当可能基金額①の内訳

(単位:千円・%)

区 分	5年度	4年度	増	減
<u></u>	3 平及	4 平皮	金 額	比 率
金沢市民共済生活協同組合貸 付 引 当 基 金	115, 823	113, 076	2, 747	2.4
金沢市財政調整基金	6, 363, 283	6, 700, 509	△ 337, 226	△ 5.0
減 債 基 金	3, 112, 311	2, 538, 632	573, 679	22.6
金沢市まちづくり事業基金	2, 111, 097	2, 210, 855	△ 99,758	△ 4.5
金 沢 市 営 地 方 競 馬 事 業 益 金 積 立 基 金	699, 968	670, 116	29, 852	4.5
金沢市育英会奨学基金	230, 372	217, 005	13, 367	6. 2
金沢市文化の人づくり基金	2, 069, 107	1, 998, 407	70, 700	3. 5
金沢市福祉活動育成基金	1, 608, 979	1, 476, 905	132, 074	8.9
美術館美術品購入基金	1, 365, 130	1, 334, 571	30, 559	2.3
廃棄物処理施設整備積立基金	774, 558	619, 266	155, 292	25. 1
青少年育成基金	230, 920	227, 101	3, 819	1.7
地域コミュニティ活性化基金	697, 970	708, 839	△ 10,869	△ 1.5
教育福祉施設等再整備積立基金	11, 123, 047	11, 152, 150	△ 29, 103	△ 0.3
文 化 ス ポ ー ツ 施 設 再 整 備 積 立 基 金	3, 366, 652	2, 521, 998	844, 654	33. 5
市場病院施設再整備積立基金	8, 014, 388	7, 824, 327	190, 061	2.4
合 計	41, 883, 605	40, 313, 757	1, 569, 848	3.9

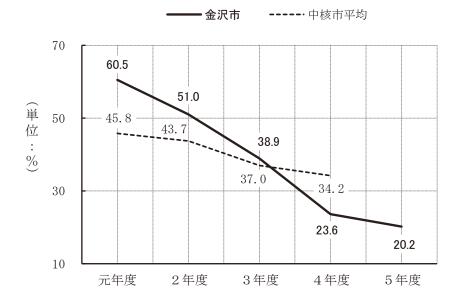
(注)金額は各年度末における現金預金等の保有高であり、出納整理期間における他会計との積立て及び取崩しを含む。

b 特定財源見込額②の内訳

(単位:千円・%)

区 分				増		減				
		5 年度	4年度	金額		比 率	:			
国	県	支	出	金	446, 024	589, 423	Δ	143, 399	△ 24.3	3
転貨	資債に低	系る貨	计 值	還 金	1, 378, 158	1, 385, 564	Δ	7, 406	△ 0.5	5
公官	営住宅	のも	声 用 米	斗 等	852, 649	962, 973	Δ	110, 324	△ 11.5	5
都	市	計	画	税	56, 712, 482	54, 628, 851	2	2, 083, 631	3.8	8
合				計	59, 389, 313	57, 566, 811]	, 822, 502	3. 2	2

- (注) 1 国県支出金は、北陸新幹線関連側道整備事業債等の償還に際し収入が予定される県補助金である。
 - 2 転貸債に係る貸付償還金は、主に自治振興資金貸付事業債の各年度末現在高相当額である。
 - 3 公営住宅使用料等は、主に公営住宅建設事業債の各年度末現在高相当額である。
 - 4 都市計画税は、都市計画事業債の償還等に充当される都市計画税であり近年の実績を踏まえて算定されている。
 - ウ 将来負担比率の推移は、次のとおりである。



3 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

この比率が経営健全化基準である20.0%以上となった場合は、経営健全化計画の策定 等が義務づけられている。

(1) 資金不足比率の算定方法

資金不足比率 = <u>資金の不足額(A)</u> 事業の規模(B)

- (注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、 法適用企業については流動負債(企業債等を除く)の額から流動資産の額を控 除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と 同様に算定した額を基本としている。
 - ※ 宅地造成事業を行う企業会計については、土地の評価に係る流動資産 の算定等に関する特例がある。
 - 2 事業の規模は、法適用企業については「営業収益の額 受託工事収益の額」、法非適用企業については「営業収益に相当する収入の額 受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額としている。

(2) 各年度決算における資金不足比率

(単位:%)

区分	特別会計の	5年度	4年度	判 断 基 準
	名称	3 平度	4 平度	経営健全化基準
	市街地再開発事業費	_		
	工業団地造成事業費	_	_	
	住宅団地建設事業費	_		
次人プロ	水 道 事 業	_	_	
資金不足	工業用水道事業	_	_	20.0
11. 4	病 院 事 業	_	_	
	中央卸売市場事業	_	_	
	下 水 道 事 業	_	_	
	公設花き地方卸売市場事業	_	_	

本年度決算における資金不足比率は、前年度と同じくいずれの公営企業会計において も生じておらず、経営健全化計画の策定等が求められる基準を下回っている。

なお、資金不足比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

			(井 正・111	70 2017
特別会計の名称	区 分	5年度	4年度	増減
	資金の不足額・剰余額(A)	142, 639	123, 335	19, 304
市 街 地	事 業 の 規 模 (B)	24, 270	24,044	226
再開発事業費	資 金 不 足 比 率	_	_	_
	$(A) / (B) \times 100 = (C)$	(-587. 7)	(-512. 9)	(△ 74.8)
	" (A)	5, 481, 558	4, 422, 300	1, 059, 258
工業団地	" (B)	5, 481, 558	6,091,600	△ 610,042
造成事業費	資 金 不 足 比 率	_	_	_
	<i>"</i> (C)	(-100.0)	(-72. 5)	(△ 27.5)
	" (A)	209, 742	209, 953	\triangle 211
住 宅 団 地	<i>n</i> (B)	209, 742	209, 953	△ 211
建設事業費	資金不足比率		_	_
	" (C)	(-100.0)	(-100. 0)	(0.0)
	" (A)	6, 261, 579	6, 611, 731	\triangle 350, 152
 水 道 事 業	л (B)	7, 450, 441	7, 522, 924	\triangle 72, 483
	資 金 不 足 比 率	_	_	_
	<i>n</i> (C)	(-84. 0)	(-87. 8)	(3.8)
	<i>"</i> (A)	195, 329	191, 962	3, 367
工業用水道事業	л (В)	12, 894	12, 363	531
	資金不足比率	-	_	-
	" (C)	(-1, 514. 8)	(-1, 552. 7)	(37. 9)
	" (A)	5, 851, 702	5, 986, 350	\triangle 134, 648
病 院 事 業	л (B)	4, 910, 631	4, 531, 597	379, 034
	資 金 不 足 比 率	_	_	-
	л (C)	(-119. 1)	(-132. 1)	(13. 0)
	" (A)	1, 703, 921	1, 664, 123	39, 798
中央卸売	л (В)	501, 426	501, 414	12
市場事業	資金不足比率	-	-	
	" (C)	(-339. 8)	(-331.8)	(<u>A</u> 8.0)
	" (A)	2, 708, 183	3, 149, 839	\triangle 441, 656
下水道事業	л (B)	9, 339, 871	9, 383, 887	△ 44, 016
	資金不足比率		- (22 =)	- (4.0)
	" (C)	(-28. 9)	(-33. 5)	(4. 6)
/\ =n =44 \ \ (n = 1)	" (A)	332, 665	323, 805	8, 860
公設花き地方	// (B)	22, 559	22, 815	\triangle 256
卸売市場事業	資金不足比率	- (1 171 0)	- (1 110 0)	
	<i>II</i> (C)	(-1, 474. 6)	(-1, 419. 2)	(△ 55.4)

⁽注) 資金に剰余額が生じている場合は金額をプラス表示し、不足額が生じている場合は金額を△表示している。

(参考)令和4年度決算に基づく中核市の健全化判断比率の状況

実質赤字比	:率	連結実質を	卡字比率	3	実質公債	費比率	将来負担	1比率
1 金 沢	-	1 金 沢	-	1	高 槻	△ 1.3	1 郡 山	=
1 函 館	-	1 函 館	_	2	寝屋川	△ 1.2	1 いわき	-
1 旭 川	-	1 旭 川	_	3	大 津	\triangle 0.5	1 船 橋	-
1 青 森	-	1 青 森	_	4	八王子	\triangle 0.4	1 柏	-
1 八 戸	_	1 八 戸	-	5	吹 田	△ 0.3	1 八王子	_
1 盛 岡	_	1 盛 岡	-	6	岡崎	0.6	1 松 本	_
1 秋 田	_	1 秋 田	-	6	枚 方	0.6	1 岐 阜	_
1 山 形	_	1 山 形	_	8	豊田	1.3	1 岡 崎	_
1 福 島	_	1 福 島	-	8	福山	1. 3	1 豊 田	-
1 郡 山	_	1 郡 山	_	10	郡山	1. 9	1 大 津	_
1 いわき	_	1 いわき	_	11	柏	2. 0	1 豊 中	_
1 水 戸		1 水 戸	_	12	福島	2. 3	1 吹 田	_
1 宇都宮		1 宇都宮	_	13	豊中	2. 5	1 枚 方	_
1 前 橋		1 前 橋	_	13	倉 敷	2. 5	1 八 尾	_
1 高 崎		1 高 崎	_	15	岐阜	2. 9	1 高 槻	_
1 川 越	_	1 川 越	_	16	川口	3. 1	1 寝屋川	_
1 川 口	_	1 川 口	_	17	姫 路	3. 2	1 東大阪	_
1 越 谷	_	1 越 谷	_	18	船橋	3. 4	1 西 宮	
1 船 橋		1 船 橋	_	18	松本	3. 4	1 倉 敷	_
1 柏		1 相	_	18	一 宮	3. 4	1 福 山	
1 八王子		1 八王子	_	18	<u>一</u> 呂 八 尾	3. 4	1 佐世保	
1 横須賀		1 横須賀	_	22	久留米	3. 4		2. 1
1 富 山		1 富 山		23	宇都宮	3. 9	22 越 谷 23 福 島	2. 1
	-							
1 福 井 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		1 福 井 1 甲 府	_	24 25	明 石 高 崎	4. 0 4. 2	24 久留米 25 川 口	5. 2 6. 7
			_					
		1 長 野 1 松 本	_	26	金沢	4. 3	26 姫 路 27 一 宮	11. 6
				26	鹿児島	4. 3		16. 5
			_	28	豊橋			17. 1
1 豊 橋		1 豊 橋	_	29	西宮	4. 5	29 尼 崎	19. 5
1 岡 崎		1 岡 崎	_	30	佐世保	4. 7	30 明 石	21. 0
1 一 宮		1 一 宮	_	31	長野	4. 9	31 金 沢	23. 6
1 豊 田	_	1 豊 田	_	32	函館	5. 1	32 甲 府	24. 2
1 大 津		1 大 津	_	33	横須賀	5. 5	33 松 山	24. 3
1 豊 中		1 豊 中	_	34	大 分	5. 8	34 鹿児島	25. 1
1 吹 田		1 吹 田	_	35	越谷	6.0	35 長 野	27. 7
1 枚 方		1 枚 方	_	35	具	6. 0	36 豊 橋	27. 8
1 八 尾		1 八 尾	_	37	川越	6. 4	37 高 崎	29. 5
1 高 槻		1 高 槻	_	38	宮崎	6.8	38 宮 崎	30. 1
1 寝屋川		1 寝屋川	_	39	東大阪	6. 9	39 大 分	32. 0
1 東大阪		1 東大阪	_	40	高松	7. 0	40 函 館	37. 4
1 姫 路		1 姫 路	-	41	山形	7. 6	41 下 関	41.0
1 尼 崎		1 尼 崎	_	42	松山	7. 9	42 宇都宮	43. 1
1 明 石		1 明 石	_	43	富山	8.0	43 福 井	43. 5
1 西 宮		1 西 宮	_	43	甲府	8.0	44	43. 7
1 奈 良		1 奈 良	_	45	前橋	8. 2	45 那 覇	45. 7
1 和歌山		1 和歌山	_	46	旭川	8. 5	46 前 橋	59. 3
1 鳥 取		1 鳥 取	_	46	尼崎	8. 5	47 鳥 取	62. 5
1 松 江		1 松 江	_	48	八戸	8.6	48 川 越	63. 1
1 倉 敷	_	1 倉 敷	-	48	秋 田	8.6	49 高 松	66.8
1 呉		1 呉	_	48	那 覇	8.6	50 松 江	69. 1
1 福 山		1 福 山	_	51	いわき	8. 7	51 盛 岡	71. 2
1 下 関		1 下 関		51	鳥 取	8. 7	52 青 森	77.6
1 高 松	_	1 高 松	-	53	水 戸	9. 2	53 旭 川	82.0
1 松 山		1 松 山	-	54	和歌山	9.4	54 奈 良	90.0
1 高 知		1 高 知	_	55	奈 良	9. 5	55 秋 田	94. 7
1 久留米		1 久留米	_	56	長崎	9. 7	56 富 山	94. 9
1 長 崎	_	1 長 崎	-	57	松江	9. 9	57 和歌山	95.0
1 佐世保	_	1 佐世保	-	58	下 関	10.0	58 八 戸	96. 3
1 大 分	_	1 大 分	-	59	盛岡	10. 2	59 山 形	97.0
1 宮 崎	_	1 宮 崎	_	60	福井	10.8	60 長 崎	103. 9
1 鹿児島	_	1 鹿児島	-	61	青森	12. 1	61 水 戸	132. 9
1 那 覇	_	1 那 覇	_	62	高知	12. 7	62 高 知	160. 9
中核市平均		中核市平均	_		核市平均	5. 4	中核市平均	34. 2
T 13 11 T 20			<u>. </u>		~ 'I'	J. T	TRUTA	UT. L
金沢市	1	金沢市		/	金沢市	4. 0	金沢市	20. 2